

南紀男山焼窯の盛衰

その他のタイトル	The Vicissitudes of the Klim of Otokoyama (男山) in Southern Wakayama (和歌山)
著者	寺西 貞弘
雑誌名	史泉
巻	72
ページ	27-35
発行年	1990-09-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025674

南紀男山焼窯の盛衰

寺西貞弘

はじめに

江戸後期の紀州藩では、多くの焼物が創られた。それらの作品は、藩庫にも多数集蔵されていた。また、今日にも多くの遺品がある。石村賢次郎氏の概観したところによると、江戸期から明治初期にいたるまで、一三種の紀州古陶磁をあげておられる。なかでも、小稿が扱おうとする南紀男山焼は、瑞芝焼・借葉園焼とともに「紀州三大窯」と呼ばれている^①。これらは、美術工芸的にも優れた作品を数多く残しており、美術・工芸史等の研究対象ともなっている。

しかし、関係資料が少ないことが主な原因となつて、それらの史的背景は、いまだに十分解明されたい。南紀男山焼の開窯から廢窯にいたる諸問題についても、前掲の石村氏の研究をはじめとして、多くの先行論文はあるが、それがいかなる経緯によつて開窯にいたつたのか、またなにを契機として廢窯になつたかについても、論じ尽くされた

は言いがたい。そこで、小稿は多くの先行論文の成果をもとに、南紀男山焼の開窯から廢窯にいたるまでの史的背景を究明しようとするものである。

一、南紀男山焼窯の推移

南紀男山焼は『南紀徳川史』巻一八の「顕龍公御譜」中の文政一〇年の項に、

一、十一月廿五日、有田広庄井関村利兵衛之請ニヨリ、男山陶器製造場設立ヲ許ス、近郷庚申山之石ヲ以テ、磁器ノ質トスト云フ

と記録して、その開窯のことを伝えている。なお、史料中に「利兵衛」とあるのは崎山利兵衛のことである^②。すなわち、崎山利兵衛が藩に申請して、その開窯が許可されたのである。ところで、石村氏が紹介された安政三年九月の「御用留」によると「男山陶器竈建物とも、開発人崎山利兵衛と申者依願、

皆式下ケ遣、向後仕入同人手元ニ而取斗候積リニ有之」とある。^④これによると、安政三年九月まで南紀男山焼窯の諸施設の全部または相当部分が藩有であったことがわかる。すなわち、崎山利兵衛の申請を藩が許可する形で開窯されてはいるが、その開窯に際しての設備投資は、紀州藩によつて行なわれたと判断できるだろう。また、石村氏は南紀男山焼窯に關係した広井利助の回顧談を採集しておられる。それによると、当時陶器場の門前には、いつも紀州藩御用の大提灯がかかげられており、付近の人々は陶器場を「御役所」と呼んでいたと伝えている。これらのことをもとに判断すると、従来南紀男山焼窯の経営を「半官半民」と評されることが多いが、ほとんど藩営でなされていたと考えるべきであろう。

このようにして開窯された南紀男山焼窯の窯場などの様子は、『紀伊名所図会』後編巻四に、挿図として描かれている。石村氏の採集された前掲の回顧談によると、全盛時この窯場には、本窯一二基を備えていたという。さらに、陶器場のほかに、家屋・山林・田畑等、およそ四町四方の土地が与えられていたとも伝えている。本窯の基数からしても、きわめて大規模な工房であったことがわかる。このことから、南紀男山焼窯において制作された作品の数量は、今日残っている作品の総数を、はるかに上回るものであったと考えるべきであろう。また、同じく「御用留」によると、嘉永元年に風雨に

よつて破損したこの工房に対して、藩は金二四〇両を貸与している。南紀男山焼窯に対する藩の保護の厚さが、並々ならぬものであったことがわかる。

明治維新をむかえて、明治二年に南紀男山焼窯は、御仕入方の職務を継承した和歌山藩開物局の管理下に置かれることとなり、明治四年の廃藩置県をむかえることになる。その後もしばらく、南紀男山焼窯での製造は続けられたようであるが、同八年に中心人物の崎山利兵衛が死没し、同一一年に廃窯にいたつたという。以上が、南紀男山焼窯のたどつた推移の概略である。

なお、南紀男山焼の今日に残っている器種は、床飾・茶器・文房具・食器・雑器などである。とくに茶器は趣味人の間で珍重されている。しかし、さきにもたように本窯の基数から判断して、かなりの大量生産が行なわれていたのである。このことから、趣味人に珍重され、今日に残ることとなった茶器よりも、今日に残ることもなく、廃棄されていた日用雑器の比率がかなり高かつたことが推定される。

二、南紀男山焼窯の開窯と治宝

ところで、南紀男山焼窯の開窯に際して、紀州藩十代藩主徳川治宝の果たした役割が、従来の研究ではかなり評価されて

きた。それは、治宝が、それまで陶磁器製造の伝統のなかつた紀州に、京焼の技術を導入して「借楽園御庭焼」を始めた人物であることによるものであろう。このため、彼の焼物趣味と南紀男山焼の制作開始とが合致したものと理解されている。

このような理解は、治宝の趣味と個性を援用した推測である。しかし、この推測を史料によつて裏付けることができるだろう。その史料とは、紀州藩御仕入方に六〇年もの長きにわたつて奉職した島田善次が、万延二年正月に上書した「愚意存念書」である。これは、島田が自己の職務経歴を生かして、紀州藩の国益になると考えられる物産約七〇品目に関して、思うところを述べたものである。その中に、南紀男山焼のことが見えている。

一、石焼陶器之儀、先年有田郡井関村崎山利兵衛、御内陶器性合之石見出し私江申出、大坂尾形周平と申陶器師呼寄、利兵衛手前且私宅ニ而試焼仕候上、金沢弥右衛門殿江相伺候処、同所庭先ニ而も尚々試候上、西浜様江申上ニ相成、御庭ニ而御覽思召ニも相叶候御由、ニ而、新規陶器場取建之儀御広敷番并利達江被仰付、則利兵衛存念之通男山ニ而竈場諸普請取計（下略）

史料中、尾形周平とは、「大坂」とする点に若干の問題はあるが、京都の名工で、初代高橋道八の三男として生れた人

物を指すのであろう。金沢弥右衛門は、文政六年の紀ノ川筋大一揆の鎮圧に出馬した町奉行所の役人であり、当時の十代藩主治宝に極めて近い立場にあつた人物である。また、西浜様とは、治宝が文政七年隠居して大御所となり、同一〇年に新造なつた西浜御殿に入り、ここをついの棲家としたための呼び名である。

すなわち、この史料によると、崎山利兵衛は、治宝の側近である金沢弥右衛門のとりなしによつて、男山の試作品を治宝に見せることができたのである。そして、その作品が治宝の目に叶つたことにより、「私達」すなわち御仕入方などに窯場の建設が命じられたというのである。まさしく従来の推測のとおり、南紀男山焼窯の開窯の重要な契機に、治宝が存在していたことは事実だったのである。では、その後の経緯の中で、治宝はどのように関係していたのであろうか。この問題は、南紀男山焼窯の廃窯にいたる経緯を考察することによつて、解明することとしたい。

ところで、崎山利兵衛が治宝に南紀男山焼の試作品を見せたのは「西浜様江申上ニ相成、御庭ニ而御覽」とあることから、西浜御殿の庭でのことであつた。治宝が致仕後、改築なつた西浜御殿に入つたのは、文政一〇年一月二十五日のことである。しかし『南紀徳川史』巻一七の文政二年二月二十八日の記事に見える西浜御殿逗留以後、彼は頻繁にここを訪れて

いる。南紀男山焼が治宝の目になつて官許を得たのは、同一〇年一月二五のことであるから、文政二年頃以後このときまでの間に、崎山利兵衛が試作品を見せたことになるだろう。このことについて、文政六年の西浜御殿増改築竣工を記念して開かれた御庭焼の作品には、それまでの楽焼主体のほかに、多くの磁器が制作されたといわれている。「愚意存念書」に「御国内陶器性合之石」という話が見えるが、崎山利兵衛が治宝に南紀男山焼の試作品を見せたとき「御国内陶器性合之石」が治宝の目にとまったとすれば、御庭焼に磁器が多く含まれるようになる理由も納得できるだろう。

さらに「利兵衛手前且私宅ニ而試焼仕候上、金沢弥右衛門殿江相伺候処、同所庭先ニ而も尚々試候上、西浜様江申上ニ相成」とあることから、金沢弥右衛門の家の庭先などでも試焼きをしていることは、注目すべきであろう。すなわち、南紀男山焼は、有田郡で開窯する以前に、和歌山城下あるいはその周辺でも、試焼きされていたのである。これについて、南紀男山焼官許以前の文政年間に開窯された高松焼窯の跡地から「南紀男山」の銘を持つ二破片が出土しているが、この試焼きとの関係を考慮できるのではないだろうか。^①

三、南紀男山焼廃窯の経緯

南紀男山焼窯の開窯に際して、治宝の果たした役割は、上述のようにきわめて大きいものがあつた。一方、南紀男山焼窯の廃窯については、やはり彼の存在を重きと見る考え方が一般的である。例えば『和歌山市史』第二巻によると、

男山窯が隆盛をきわめたのは、治宝の保護によるところが大きい^②が、それだけに嘉永五年（一八五二）末、治宝の死去によりようやく衰退の一途をたどるようになる。

と述べ、南紀男山焼窯の衰退の主な原因を、彼の死であるととらえられている。このように理解する背景には、先に掲げた安政三年九月の「御用留」に「男山陶器竈建物とも、開発人崎山利兵衛と申者依願、皆式下ケ遣、向後仕入同人手元ニ而取斗候積リニ有之」として、崎山利兵衛に南紀男山焼窯の諸施設を、払い下げることが見られるからであろう。この史料に注目された中村貞史氏は、これ以後も藩の保護は余り変わらなかつたものとしながらも、次のように考察しておられる。^③

この安政三年の記録以後、藩と男山焼の関係を示す資料は、現在のところ見当たらないが、国産陶器の開発保護に積極的であつたといわれる治宝が、嘉永五年（一八五二）に没したことや、幕末から明治にかけての政治的・経済的激変の時代を迎えたことから、藩の男山焼に対する保護が従来と同じでなくなつたことは十分考えられる。

たしかに、南紀男山燒窯が民間に払い下げられたのであれば、もはや藩營の「御用窯」ではありえなかつたであろう。しかし、そのことが藩の保護を受けなかつたことの証左となるであろうか。さきに示した「愚意存念書」は南紀男山燒窯の開窯の経緯を述べたのちに、殖産興業に資する物産としての見通しを、次のように述べている。

既ニ今利・瀬戸両所とも年々凡二三十万金程ツ、之国益場ニ有之由ニ付、右等ニ立越候様相成候ハ、往々国益不少候儀ニ付、今一際御世話振り御座候様仕度事

筆者の島田善次は、このように南紀男山燒の国益性を、伊万里・瀬戸という陶磁器の名産地の例を引いて力説している。すなわち、少なくとも紀州藩の財政部門に重きをなした御仕入方では、幕末の万延二年段階で、南紀男山燒の国益性を熟知していたのである。もちろん「今一際御世話振り御座候様仕度」と述べていることは、安政三年の民間への払い下げ以後、その保護が十分でない事を指摘しているのかもしれない。しかし前掲の「御用留」の引用部分について、次のような一文が見えるのである。

然レ共仕込銀同人手元而已ニ而者、可被難行届ニ付、望之者へ銀主申試させ焼方業合手広ニ取斗セ、荒物出来次第銀主方江相送らせ候ハハ、御国産手広ニ相成リ可然との御沙汰ニ有之

この史料によると、安政三年九月に紀州藩は、たしかに南紀男山燒窯の払い下げのために、出資者を募つてはいるが「御国産手広ニ相成」ることを見込んでいたのである。このことから、紀州藩は安政三年九月以後においても、南紀男山燒の国益性を十分に了解していたと判断するべきであろう。すなわち、島田善次が「今一際御世話振り御座候様仕度」と述べているのは、伊万里・瀬戸という陶磁器の名産地ほどの国益性を發揮していないからこそ「今一際御世話振り」が必要だと訴えているのである。

ともあれ、以上のような理解に立つならば、南紀男山燒窯の経営は、終始紀州藩財政における国益性との関わりから、論じられなくてはならないだろう。そして、このように考えたとき、南紀男山燒窯に際しても、さきに考察した治宝の燒物趣味という要素以外に、財政的な要素を考慮しなくてはならないだろう。

ところで、終始紀州藩の保護を受け続けた南紀男山燒窯も、明治一一年に廃窯することになる。このことについては、その三年前の明治八年に、南紀男山燒窯の中心人物である崎山利兵衛が、死亡したことが主な理由であると考えられている。けつしてそのことは間違いでないだろう。しかし藩財政と南紀男山燒窯の密接な関係を見るとき、その廃窯の要因として、もつと財政的・政治的なものがあつたのではないだろう。

か。このことを明らかにするため、藩財政との関係をさらに解明して行く必要があるだろう。

四、治宝の個性と藩財政

紀州藩十代藩主徳川治宝は、寛政元年に襲封し、文政七年に致仕するまで、三六年間にわたって藩主の座にあった。彼は、文政六年に紀ノ川筋を席巻した大一揆の責任をとる形で、藩主の座を齋順に譲って隠居したが、嘉永五年一月七日に死去するまで、大御所として事実上藩政を掌握していた。

彼は「数寄の殿様」評されるほどに、風雅をこよなく愛した人物であった。本居宣長を紀州藩の御抱えにしたのも彼であるし、近世地誌の白眉と賞される『紀伊統風土記』の撰述を紀州に移入したもので、当代の一流技術をもつて体得した人物でもあった。彼は、文政二年三月に京都から楽十代吉左衛門旦入を紀州和歌山に招き、御庭焼をはじめている。その後も何度か御庭焼を開き、みずからも制作したのである。そのことは、彼が致仕の後にも変わることがなかった。

これ程までに、焼物に造詣の深い彼の目に叶うことは、南紀男山焼窯が官許を受けるためには、先ず必須条件であったことは間違いないだろう。しかし、治宝の焼物趣味は、御庭

焼に代表されるように、殿中の庭に設けられた窯で、秀作を制作するというきわめて小規模なものであった。これまで見てきたように、南紀男山焼窯は本窯一二基を擁する非常に大規模なものであり、そこから作り出される作品は、日用雑器を主体とした大量生産であり藩財政と直結するものであった。このような南紀男山焼窯の生産形態が、治宝の焼物趣味の範疇に入るものであろうか。

このような観点にたつて、南紀男山焼の開窯を記した『南紀徳川史』の記述を見ると、それは「頭龍公御譜」中の文政一〇年の項に配列されていることに気付くのである。このことから『南紀徳川史』の編者は、少なくとも南紀男山焼の開窯を官許した主体を、治宝ではなく頭龍公、すなわち第十一代藩主齋順であったと理解していたことは、間違いないだろう。紀州藩は、幕末の藩財政再建のために、殖産興業政策を推進するが、藩財政に利する物産を求めていたのであろう。そこに出現したのが、治宝の目に叶った南紀男山焼であったと思われる。それゆえに「愚意存念書」に見られるように、南紀男山焼窯の諸施設の新造を、島田善次ら御仕入方に命じているのである。

このように、南紀男山焼窯は、治宝の個性と藩政の再建という当時の紀州藩内の二つの潮流に一致したことによって、開窯にいたったのである。しかし、開窯後の南紀男山焼窯は、

それを見出した治宝の個性よりも、むしろ藩財政の再建という観点から、経管が進められていったと思われる。

天保七年二月、紀州藩の儒者で藩財政に詳しい仁井田好古が「富国の儀に付存念書」を上書している。これは、従来の奢侈を禁じる財政再建策を厳しく批判し、産業を興して流通を活潑にし、その流通経路を藩が握ることによって、藩財政を再建しようとする独自の経済政策論であった。その中で「陶器の儀は、世上一統日々入用之品に御座候得ば」とその需要の高さを分析し、「手広く為仕度奉存候」とその国益性を訴えている。もちろん、滝本誠一氏によると、これら仁井田好古の意見は、勘定吟味役や代官の反論に会って「此存念書当は局の採納する所とならざりしや勿論なるべし」と推測しておられ、即座に藩財政再建策として、採用されたわけではないようである。しかし、仁井田好古のこの存念書に対する勘定吟味役の反論の中に、こと「陶器之事」に関しては、次のように述べている。

一、陶器之事

右は段々御世話振も、被為在御座候に付、先男山・宇治両所当専焼方仕候事に付、此上手行宜追々繁昌盛致し候得ば、御国中一統相用ひ候様可仕と奉存候

これは、仁井田好古が陶器製産を保護振興するように訴えたことに対する反論である。そして、ここでは「右は段々御

世話振も、被為在御座候に付」と述べ、南紀男山焼窯に対するかなりの保護が、すでになされていることを指摘している。もちろん、その保護の程度は、仁井田好古が必要としたものほどではなかっただろうが「追々繁昌盛致し候得ば、御国中一統相用ひ候様可仕」と南紀男山焼窯の将来一層の発展を予見し、その国益性を認めているのである。

以上、見てきたように開窯後の南紀男山焼窯は、藩財政を再建するための、重要な産業として認識されていたのである。それでは、安政三年九月の南紀男山焼窯の民間拵下げは、いかなる意味を有しているのだろうか。この処置が、あくまでも藩財政を考慮してとられたものであることは、さきにも指摘した。しかし、これまでは、藩財政のさらなる悪化に抗し切れず、藩が南紀男山焼窯の経営権を放棄したものととして理解されてきた。たしかに安政年間前後は、それ以前にも増して、紀州藩の財政は悪化し、以後廢藩置県で藩が消滅するまで、それほど好転することはなかった。それゆえ、先のように理解することも無理はないであろう。しかし「愚意存念書」からもわかるように、その後の万延二年段階においても、紀州藩の財政当局者は、南紀男山焼窯の国益性を、熟知していたのである。

このような理解にたつて、安政三年九月の南紀男山焼窯の払い下げにいたるまでの、紀州藩財政当局の動きを見ると、

その約三年前の嘉永六年一二月に、勘定奉行から陶器など六品目について、

右是迄御勝手方にて取扱候得共此度御趣意に付御仕入方

へ振込同所にて取扱せ候筈間行届取扱可申事

とみえる。すなわち、御仕入方の扱ひ品目が増加しているのである。そして、その品目のなかに「陶器」が見えるのである。ここで陶器と記しているのは「愚意存念書」のなかで、磁器の南紀男山焼を「石焼陶器」と呼び「富国存念書」でもこれを「陶器」と呼んでいることから、南紀男山焼を指していることは明白であろう。

すなわち、南紀男山焼窯はその払い下げに先だつて、藩があらかじめその製品の流通経路を掌握していたのである。安政三年九月の南紀男山焼窯の払い下げによって、民間資本が導入され、藩財政の負担を軽くする一方、仁井田好古が「富国存念書」において、力説したように、その製品の流通経路を藩御仕入方が掌握することによって、藩庫への収入を確実にものにしようとしたのである。もちろん、南紀男山焼窯の経営者にしてみれば、製品の販路が、藩によって確保されている以上、これに過ぎる保護はなかつたであろう。

その後、明治維新をむかえると、南紀男山焼窯は和歌山藩の開物局の管理下に置かれることとなる。このような経緯を見るとき、治宝によって見出された南紀男山焼窯は、その

後、終始藩財政の再建の一端を担いつつ、財政当局の保護のもとに経営されてきたということが出来るだろう。

むすびにかえて

以上、小稿は南紀男山焼窯の推移を論じてきた。そして、その開窯の契機に第十代治宝という個性豊かな人物が存在していたことを「愚意存念書」の記述から、より具体的に指摘した。しかし、それとは別に藩財政が大きく作用していたことを明らかにした。さらに、その後の経営についても、終始後者の問題が関わっていたことを推定した。

ところで、南紀男山焼窯が、一般的に崎山利兵衛の死去を契機とするように理解されている。しかし、開窯に際して、治宝という個性以外に、藩財政という要因が存在したことを理解し得た今、廢窯に際しても崎山利兵衛という個性の死以外に何か存在したのではないだろうか。

明治維新後も南紀男山焼窯の経営を、開物局に管轄させていたことを見ると、先にも述べたように紀州藩（和歌山藩）財政との関係が、大きくかわっていたと考えるべきだろう。すなわち、これまで見てきたように、南紀男山焼窯の経営は、藩財政当局の保護のもとに成り立っていたのである。しかし、明治四年に廢藩置県が断行され、藩財政は事実上解体し、か

わって中央派遣官である県知事の指揮の下に、政府財政と直結した県財政が成立するのである。この時にいたって、南紀男山焼窯の経営ははじめて官(藩)の保護を離れたのであろう。そして、以後はまったく崎山利兵衛の個人経営的な形態となったと思われる。このことは、南紀男山焼窯が明治四年に藩の保護を喪失したことを意味しているのである。そして、その後明治八年にこれをもちこたえていた崎山利兵衛という個性を喪失したため、明治一年の廃窯にいたったものと考えられるだろう。

(注)

- ① 石村賢次郎「紀伊古陶概説」(『紀伊郷土』一五)
- ② 西本正治「紀州の三大窯」(和歌山城「紀州三大窯展」目録)。
なお、既往の研究成果をまとめたものとして、田中重雄「南紀男山焼について」(『紀州の歴史と文化』)がある。
- ③ 『和歌山県史』人物編
- ④ 石村賢次郎「紀州男山窯の新文献」(『焼もの趣味』四一一)の紹介史料による。
- ⑤ 高嶋雅明『和歌山県の百年』のうち、「明治二年の藩政改革」による。
- ⑥ 『和歌山県史』近世史料一所収
- ⑦ 『和歌山県史』近世史料一の史料解説による。
- ⑧ 加藤唐九郎編『原色陶器大辞典』

⑨ 「文政六年組中順気模様様荒ころろ覚」(『和歌山県史』近世史料三)などに、「奥ノ方の大将御町奉行衆次金沢弥右衛門」とみえる。

⑩ 『和歌山市史』第二巻の第四章第三節の5「西浜御殿と美術工芸」(和高伸二担当)

⑪ 中村貞史「高松焼窯について」(和歌山県立博物館「南紀高松焼」図録)、田中敬忠「南紀高松焼とその窯跡」(『紀州今昔』)

⑫ 『和歌山市史』第二巻の第六章第四節の3「西浜御殿に集う人々」(笠原正夫担当)

⑬ 中村貞史「南紀男山焼について」(和歌山県立博物館「南紀男山焼」図録)

⑭ 治宝の死亡が発表されたのは、『南紀徳川史』によると翌年正月二〇日である。

⑮ 滝本誠一編『日本経済大典』第四五所収

⑯ 滝本誠一「富国存念書」(滝本前掲書所収の解題)

付記
本稿を草するにあたって、和歌山県立博物館小田誠太郎・和歌山県立風土記の丘管理事務所中村貞史の両氏から、多大な助言をいただいた。

(和歌山市教育委員会主幹